

# 指定介護予防支援事業所新規指定の流れ

指定介護予防支援事業所の新規開設に関する事前相談の前に、当広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。

	事 項	内容・期日	備 考
1	事前相談	知多北部広域連合へお問い合わせ。 (指定関係書類を案内します。)	まずは、電話でお問い合わせください。
2	事前協議書類の提出	年3回開催される <u>知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の概ね2か月前までに提出。</u>	(提出先) <b>知多北部広域連合</b>
3	事前協議書類の審査	事前協議書類を市町と知多北部広域連合で審査します。審査完了後、知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の日程を通知します。	書類の修正等をお願いすることがあります。 日程に余裕をもって提出してください。
4	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会で審議し、新規指定予定事業者を決定します。 *事業者の出席は不要です。	新規指定予定事業者として決定されるまでは指定申請はできません。
5	指定内諾書の通知	審議結果を通知します。	
6	指定申請書類の提出	<u>指定を受ける2か月前の月の末日まで</u> に提出。 (月末が休日の場合は、前営業日。)	指定申請があった月から2か月以降の月の1日が指定の有効開始日となります。 (提出先) <b>知多北部広域連合</b>
7	指定申請書類の審査	指定申請書類の審査。	書類の修正等をお願いすることがあります。 日程に余裕をもって提出してください。
8	指定通知書発送	指定前月末日までに郵送。	窓口での受取りも可。

\* 事前協議に係る様式等については、知多北部広域連合事業課給付係に直接お問い合わせください。

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール例

開設予定			時期	内 容
10月～翌年1月	翌年2月～5月	翌年6月～9月		
4月	8月	12月		新規開設に関する事前相談
5月末	9月末	翌年 1月中旬		事前協議書類の提出締切
6月	10月	翌年 1月下旬～ 2月		事前協議書類の審査、書類の修正
7月	11月	翌年 3月	中旬	運営協議会で審議
			下旬	結果通知を発送
8月	12月	翌年 4月	月末	指定申請書類の提出締切 *月末が休日の場合は前営業日まで
9月	翌年 1月	翌年 5月	上旬	指定申請書類の審査・修正
			下旬	指定通知書の発送
10月	翌年 2月	翌年 6月	1日	指定

(問合せ先)

知多北部広域連合事業課給付係 ☎ 052-689-2263